

施設・支援団体様が申請サポートを行う場合の手続きの流れ

- | | |
|---|---|
| 1 | (1)海津市役所 市民課に <u>申請サポート</u> を行う旨の事前連絡をする。
申請方法は、①窓口申請と②オンライン申請があります。
(2) <u>マイナンバーカードの申請サポート・代理交付に係る申請書</u> を市民課に提出（郵送可能） |
|---|---|



- | | |
|---|---|
| 2 | (1)申請サポートの可否について精査し、後日 <u>承認書</u> を担当者に送付します。
交付申請書（手書用）を郵送
※申請者の住所地に交付申請書（記載済のもの）を送付することも可 |
|---|---|



- | | |
|---|---|
| 3 | (1)交付申請書とマイナンバーカードの申請サポートに係る報告書を作成
交付申請者欄 氏名・住所・生年月日・性別・電話番号を記入
交付申請書欄 申請日・申請者氏名を記入（申請者本人が自署） |
|---|---|



- | | |
|---|--|
| 4 | (1)作成後の交付申請書の手続き
①海津市役所市民課（窓口）に提出する場合
・マイナンバーカードの <u>申請サポート</u> に係る報告書と <u>交付申請書（原本）</u> を提出
②オンライン申請の場合
・ <u>申請サポート</u> に係る報告書に申請書IDを記載し、市民課に提出
※登録完了メールの画面の印刷を提出（申請者氏名・ID・受信日がわかるようにしてください。）
※交付申請書（手書用）には申請書IDは記載されていません。 |
|---|--|



- | | |
|---|--|
| 5 | (1)マイナンバーカードの交付の準備が整い次第、申請者の住所に交付通知書（ハガキ）を発送
(2)申請サポートに係る報告書を基に、カードの発行の有無を担当者に連絡
(3)「海津市マイナンバーカードの申請サポート・代理交付報償金請求書」を提出後、口座に振込 |
|---|--|

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須515番地

海津市役所 市民課

TEL 0584(53)1114 FAX 0584(53)0443

施設・支援団体様が申請サポートと代理交付を行う場合の手続きの流れ

1	(1)海津市役所 市民課に <u>申請サポート・代理交付</u> を行う旨の事前連絡をする。 申請方法は、①窓口申請と②オンライン申請があります。 (2) <u>マイナンバーカードの申請サポート・代理交付に係る申請書</u> を市民課に提出（郵送可能）
---	--



2	(1)申請サポートの可否について精査し、後日 <u>承認書</u> を担当者に送付します。 交付申請書（手書用）を郵送 ※申請者の住所地に交付申請書（記載済のもの）を送付することも可
---	---



3	(1)交付申請書とマイナンバーカードの申請サポートに係る報告書を作成 交付申請者欄 氏名・住所・生年月日・性別・電話番号を記入 交付申請書欄 申請日・申請者氏名を記入（申請者本人が自署）
---	---



4	(1)作成後の交付申請書の手続き ①海津市役所市民課（窓口）に提出する場合 ・マイナンバーカードの <u>申請サポートに係る報告書と交付申請書（原本）</u> を提出 ②オンライン申請の場合 ・ <u>申請サポートに係る報告書</u> に申請書IDを記載し、市民課に提出 ※登録完了メールの画面の印刷を提出（申請者氏名・ID・受信日がわかるようにしてください。） ※交付申請書（手書用）には申請書IDは記載されていません。
---	---



5	(1)マイナンバーカードの交付の準備が整い次第、申請者の住所に交付通知書（ハガキ）を発送 (2)申請サポートに係る報告書を基に、カードの発行の有無を担当者に連絡
---	---



6	(1) 申請者の住所に発送した交付通知書（ハガキ）に①本人の住所・氏名 ②代理人の住所・氏名 ③暗証番号番号の設定する・しないへの☑ ④暗証番号の記入後、目隠しシールを貼付し持参する。 (2) 代理人にマイナンバーカードを手交します。 代理人及び交付申請者の本人確認書類3点（原本【うち写真入りのものを1点】）を持参する。 (3)「代理交付に係る報告書」と「申請サポート・代理交付報償金請求書」を提出後、口座に振込
---	---

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須515番地

海津市役所 市民課

TEL 0584(53)1114 FAX 0584(53)0443

施設・支援団体様が申請サポート・代理交付される際のQ & A

Q 1 申請サポート・代理交付の報償金額について知りたい。

A 1 申請サポートのみ手続きを行った場合は3,000円、申請サポートと代理交付を行った場合は6,000円支払います。代理交付のみは、対象外となります。

Q 2 新規取得だけでなく、有効期間満了に伴い更新する場合も対象となるのか。

A 2 対象となります。ただし、紛失等により、再交付する場合は、対象外となります。

Q 3 個人でも報償金の支払いはされるのか。

A 3 個人は対象外となります。法人・団体名義の預貯金口座のみとなります。

Q 4 交付申請者の件数に下限はあるのか。

A 4 件数には下限はなく、申請サポート1件から対象です。

Q 5 事前に海津市役所市民課との打合せ、実施依頼がなく申請してしまったが、報償金の支払いが受けられるのか。

A 5 報償金は受けられません。事前に海津市役所市民課職員との打合せ、実施依頼が必要です。

Q 6 海津市職員が施設等へ出張申請サポートを行い、施設等がそれに協力した場合でも報償金は支払われるのか。

A 6 支払われません。申請書作成等の全てを施設・支援団体様が行う必要があります。

Q 7 写真等が不備となった場合、不備対応も申請件数1件として報償金が支払われるか。

A 7 支払われません。ただし、不備対応（写真の撮影等）を施設・支援団体様が行い、マイナンバーカードが作成された場合は、報償金を支払います。

Q 8 施設所在地に住民票がない施設入所者の申請サポートを行った場合にも報償金の対象となるのか。

A 8 海津市に住民票がある場合のみとなります。

他市町村（海津市以外）にある場合は、該当する市町村に確認してください。

※対象となる支援団体については事前に審査を行います。

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須515番地

海津市役所 市民課

TEL 0584(53)1114 FAX 0584(53)0443